

県南広域振興局長告示第70号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者が指定居宅サービスの事業を廃止しようとする旨次のとおり届出があった。

令和4年6月24日

県南広域振興局長 永井 榮一

訪問入浴介護

介護保険事業所番号	事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0372700435	社会福祉法人千厩寿慶会	千厩寿慶会訪問入浴事業所	一関市千厩町千厩字脇谷28番地5	令和4年6月30日